

NPOを対象とした補助事業等の概要をまとめました。

ぜひご利用ください。

(令和元年度版)

高知県子ども食堂支援事業費補助金 _____	1
平成31年度高知県安心子育て応援事業費補助金 _____	3
平成31年度高知県出合いのきっかけ応援事業費補助金 _____	4
高知県市町村等消費者行政推進事業費補助金 _____	6
高知県地域の頑張る人づくり事業費補助金 _____	7
高知県産業振興推進総合支援事業費補助金 _____	9
高知県移住促進事業費補助金（NPO等支援事業） _____	12
チャレンジショップ事業 _____	13
高知県観光拠点等整備事業費補助金 _____	14
こうち山の日推進事業 _____	19
こうち山の日県民参加支援事業 _____	20
森林・山村多面的機能発揮対策支援事業 _____	21
山の学習支援事業 _____	22
高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金 _____	23
平成31年度高知県豊かな環境づくり総合支援事業費補助金 _____	24
人権ふれあい支援事業（人権啓発研修委託事業） _____	25

#### お問合せ先等について

この資料は、高知県が行っている事業のうち、NPO等を対象とした事業について、関係課から県民生活・男女共同参画課に情報提供されたものをまとめたものです。

事業の詳細については、各事業調書の下欄に記載していますお問合せ先へお願いします。

高知県文化生活スポーツ部県民生活・男女共同参画課

## NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	高知県子ども食堂支援事業費補助金
事業種別	補助事業
事業の目的	食事の提供を通じて、子どもや保護者の居場所となるとともに、保護者の孤立感や負担感を軽減する場、地域における見守りの場としての機能が期待される「子ども食堂」の取組を県内全域に普及・定着させる。
補助(委託等)対象事業の概要	別紙参照
補助(委託等)対象事業者の種類	高知家子ども食堂登録制度実施要綱による登録制度に基づき、登録された「高知家子ども食堂」の設置及び運営を行うもの。(市町村以外)
補助率・補助額・補助対象経費 (委託金額・委託料対象経費)	<p>・子ども食堂開設経費 (定額)</p> <p>①子ども食堂を開設する際に要する経費 1箇所当たり100,000円</p> <p>②子ども食堂を開設する際に施設等の改修等を実施する場合、回収等に要する経費(改修費単独で10万円を超える場合に限り) 1箇所当たり150,000円</p> <p>・子ども食堂運営支援経費 (定額)</p> <p>子ども食堂の運営に要する経費 1回当たり6,500円</p> <p>(ただし、定期的で開催する場合は月4回、公立小学校の長期休暇期間に開催する場合は週(月～日)3回を上限とする。なお、定期開催と長期休暇期間開催が同一週に重なった場合は、週3回を上限とする。)</p>
申請手続き ・申請時期	高知家子ども食堂登録制度により、高知家子ども食堂の設置者及び運営者として登録されたあと随時。
その他留意事項	子ども食堂開設経費については、子ども食堂1箇所につき、①又は②のいずれか1回のみとする。
問い合わせ先	地域福祉部 児童家庭課 担当者名: 苫谷、宮川、橋田 電話 088-823-9637 FAX 088-823-9658 メールアドレス 060401@ken.pref.kochi.lg.jp

## 高知県子ども食堂支援事業費補助金交付要綱(イメージ)

### 高知家子ども食堂登録制度

- ◆「子ども食堂」の活動・開催状況等を広報するため、一定の要件を満たした「子ども食堂」を県に登録する「高知家子ども食堂登録制度」を設置
- ◆「補助金」による助成を受ける場合には、「子ども食堂登録制度」への登録を必須

### 1 補助事業者

- ◆ 次の要件を満たす団体  
(市町村を除く、法人格の有無を問わない)
  - ・ 会則等を備えていること
  - ・ 当事業について、独立した経理を行っていること
  - ・ 政治活動を主たる目的とした団体でないこと
  - ・ 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持又は反対をすることを目的とした団体でないこと
  - ・ 関係者及び関係団体に暴力団員及び暴力団がないこと

### 2 補助対象事業

- ◆ 高知県において食事の提供を行う以下に該当する事業
  - 事業の対象者
    - ・ 18歳未満の子どもが必ず参加し、参加する子どもを家庭環境等により限定しない
  - 参加者からの費用徴収
    - ・ 18歳未満の子どもからの費用徴収は、1食あたり300円未満
  - 開催頻度、開催時間
    - [定期開催の場合] 開催頻度：月1回以上 開催時間：1回あたり3時間以上  
補助上限：月4回
    - [公立小学校の長期休暇期間のみ開催の場合]  
開催頻度：夏休みは6回以上、春・冬休みは2回以上 補助上限：週3回  
開催時間：1回あたり3時間以上
  - 安全・安心の確保
    - ・ 食中毒や事故等に対応できる保険等への加入
    - ・ 食品営業許可 or 高知県福祉目的の食事提供行為における食品衛生管理指針の遵守
    - ・ 調理師免許等有資格者の配置 or 食品衛生責任者講習会の受講 or 保健所が行う研修会等への参加
    - ・ アレルギー対策の明記
    - ・ 防犯、防災、事故への対策  
スタッフによる注意、注意事項の掲示、台風時の開催の有無、避難場所の確認
  - その他
    - ・ 市町村、市町村社協と連携して実施すること
    - ・ 実施会場において、いじめ、非行、児童虐待、児童への強制労働、政治活動、宗教活動、物品の売りつけを行わないこと、また参加者が行わないように配慮すること  
スタッフによる注意、注意事項の掲示
    - ・ 子ども食堂内での飲酒、喫煙を禁止すること
    - ・ 営利を目的としたものでないこと

※見守りについて

・ 開設・運営手引書や開設準備講座において見守りの方法を説明・協力依頼

### 3 補助対象経費・補助率 ※他の助成金や団体への直接寄附金など自前の費用を除く

(1) 子ども食堂の開設等に要する経費への補助（1箇所1回限り）

<対象経費(例)>

- 食事の提供に必要な調理器具等（需用費）
  - ・ 炊飯器、湯沸かし器、机、椅子、食器など

<補助率>

- 定額・・・10万円以内（実際に要した額）  
※修繕等の改修で10万円を超える経費が見込まれる場合のみ、  
改修費用として15万円以内で補助

(2) 子ども食堂の運営に要する経費への補助

<対象経費(例)>

- 子ども食堂の運営に必要な経費
  - ・ 広報チラシの作成（需用費）
  - ・ 会場借り上げ料（賃借料）
  - ・ ボランティアへの謝礼（交通費実費相当）（報償費）
  - ・ 食材（需用費）
  - ・ 保険料（役務費） など

<補助率>

- 定額・・・6,500円/回

## NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	平成31年度高知県安心子育て応援事業費補助金
事業種別	補助事業
事業の目的	全ての家庭が安心して子どもを育てることができる環境づくりを進めることを目的とする。
補助(委託等)対象事業の概要	(1)臨時託児室の設置事業 (2)子育てサークルによる主に就学前の子どもがいる子育て家庭を対象としたネウボラ推進事業
補助(委託等)対象事業者の種類	(1)県又は県教育委員会の後援を受けて開催する講演会等の主催者 (2)子育てサークル等のネットワークづくり要領に基づき、県に登録している子育てサークル
補助率・補助額・補助対象経費(委託金額・委託料対象経費)	(1)定額(上限10万円) 臨時託児室の設置に必要な保育者への謝金及び旅費、役務費(保険料)、並びに使用料及び賃借料(布団又は遊具のリース料及び臨時託児室会場使用料等(飲食に係るものを除く。)) (2)定額 (イベント型(5回未満)上限20万円・年間活動型(5回以上)上限30万円) 事業実施に必要な外部講師への謝金及び旅費、役務費(保険料、郵送料等)、需用費(印刷製本費、消耗品費等(飲食に係るものを除く。))並びに使用料及び賃借料(会場借上げ料等) ※以下については補助対象外 ・子育てサークルの内部の者に対する謝金及び旅費、補助事業終了後も子育てサークルの財産となる備品購入費並びに領収書の提出ができないもの(外部講師の交通費を除く。) ・個人に係る食料費、入場料、景品代等、受益者が負担することが適当であるもの
申請手続き ・申請時期	・申請手続き 事業計画書提出→課内審査→採択→補助金交付申請書提出 ・申請時期 4月～予算額に達するまで
その他留意事項	
問い合わせ先	地域福祉部 児童家庭課 担当者名:森光 将志 電話 088-823-9641 FAX 088-823-9658 メールアドレス 060401@ken.pref.kochi.lg.jp

## NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	平成31年度高知県出会いのきっかけ応援事業費補助金		
事業種別	補助事業		
事業の目的	少子化対策の一環として、出会いや結婚への支援を望んでいる独身者の希望を叶えるため、「高知家の出会い・結婚・子育て応援団」として登録されている団体が実施する「出会いのきっかけ応援事業」のうち、知事が認める事業に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。		
補助(委託等)対象事業の概要	応援団として登録した市町村若しくは複数の市町村が中心となって組織する協議会又は民間の非営利団体が、県内に在住し、若しくは在勤し、又は将来高知県に住む希望がある20歳以上の独身者を対象に、1回のイベントにつき、公募により募集定員20名以上で実施する「高知家の出会い・結婚・子育て応援団等イベント実施要領」に基づいた交流事業		
補助(委託等)対象事業者の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内に活動の本拠地を有し、補助事業を実施する体制が確保されていること。</li> <li>・団体として独立した経理を行っていること。</li> <li>・県税の滞納がないこと。</li> <li>・宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者(候補者を含む)または政党を推薦、支持もしくは反対することを目的としたものでないこと。</li> <li>・暴力団またはその構成員の利益になる活動を行うものでないこと。</li> <li>・個人情報適切に管理できること。</li> </ul>		
補助率・補助額・補助対象経費 (委託金額・委託料対象経費)	【補助率】 定額		
	【補助要件、補助限度額、補助対象事業費】		
	補助要件 (イベント実施回数)	補助限度額	補助対象経費
	1回以上	25万円	報償費、旅費、需用費 (食糧費及び賄い材料費を除く。)、役務費、委託料並びに使用料及び賃借料
	3回以上	30万円	
5回以上	35万円		
1回以上 (※ただし、1回のイベントにつき、募集定員100名以上)	35万円		
【募集事業数】 20事業程度			
申請手続き・申請時期	<b>【申請手続き】</b> 事前確認票提出後、補助金交付申請書により申請 <b>【申請時期】</b> H31.4～R2.3(※予算額に達した時点で受付終了)		

その他留意事項	申請にあたっては、「高知家の出会い・結婚・子育て応援団」への登録が条件
問い合わせ先	地域福祉部 少子対策課 担当者名:楠瀬 電話 088-823-9717 FAX 088-823-9658 メールアドレス 060501@ken.pref.kochi.lg.jp

## NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	高知縣市町村等消費者行政推進事業費補助金
事業種別	補助事業
事業の目的	消費者を取り巻く環境が複雑・多様化する中で、悪質商法の被害を被ったり、商品事故等に巻き込まれたりする消費者被害を防ぐために、地域の実情に合わせて、県内の消費者団体等が取り組む消費者への普及・啓発や消費者の自立のための学習活動などの事業に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。
補助(委託等)対象事業の概要	一般消費者に対する消費生活に関する情報提供や啓発の実施、契約・食・環境等暮らしに関する様々な問題についての学習活動等 ・講演会開催 ・啓発チラシ作成及び配布 ・寸劇 ・勉強会 など
補助(委託等)対象事業者の種類	以下の要件のすべてに該当する団体、グループ、サークル等 (1) 県内に所在し、県内で消費生活に関し継続して活動していること。 (2) いわゆる宗教活動、政治活動、選挙活動及び営利活動を目的としないこと。 (3) 県税の滞納がないこと。
補助率・補助額・補助対象経費(委託金額・委託料対象経費)	1 補助率 10分の10 2 補助対象経費の限度額 補助金額1団体あたり50万円を上限とし、10万円を下限とする。 (1,000円未満の端数は切り捨て。) 団体構成員の人件費及び事務費等、経常的な運営費は補助対象外。 3 補助対象経費 報償費、旅費、需用費(消耗品、印刷製本費)、委託料、役務費(通信運搬費、手数料)、使用料及び賃借料
申請手続き・申請時期	第1回目の補助対象募集 令和元年6月11日(火)～7月16日(火)の午後5時到着分まで (採択団体の決定は審査による。) 第1回目の募集で、予算額に達しなかった場合は、別途追加募集実施予定
その他留意事項	補助金詳細(補助金交付要綱、募集要領、審査要領等)については、県民生活・男女共同参画課ホームページでご確認ください。 <a href="http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/141601/">http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/141601/</a>
問い合わせ先	文化スポーツ部 県民生活・男女共同参画課 担当者名:氏原 電話 088-823-9653 FAX 088-823-9879 メールアドレス 141601@ken.pref.kochi.lg.jp

## NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	高知県地域の頑張る人づくり事業費補助金
事業種別	補助事業
事業の目的	産業振興や地域振興の取り組みを牽引する意欲ある担い手を地域が育成する仕組みづくりを応援することで、地域での新たな挑戦を促すことを目的とします。
補助(委託等)対象事業の概要	産業振興や地域振興の取り組みを牽引する意欲ある担い手を育成するために、地域が主体となって実施する研修事業、又は当該研修事業の効果を高めるために必要な視察事業であって、次の要件を全て満たすもの (1) 産業振興や地域振興に関する任意のテーマで開催する3回以上の連続講座であること。 (2) 連続講座の実施回数の8割以上の回に出席した受講者(同一の者)が3名以上いること。 (3) 視察研修の実施にあたっては、講師が同行し、視察ポイントの解説を行う等により、その効果が十分に確保できるものであること。
補助(委託等)対象事業者の種類	市町村等 ・市町村、一部事務組合、広域連合等 地域団体 ・商工会、商工会議所、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、公益社団法人、第三セクター、特定非営利活動法人、観光協会等 任意団体 ・共同体、協議会、グループ等 ※任意団体とは、3以上の個人又は法人で構成される法人格のない団体。 ※任意団体が事業実施主体の場合は、市町村を通じた間接補助とする。
補助率・補助額・補助対象経費(委託金額・委託料対象経費)	補助率: ① 研修会の開催経費:定額(市町村が事業実施主体となる場合は2/3以内) ② ①の研修効果を高めるために必要な視察研修の経費:1/2以内 補助限度額:1事業あたり3,000千円(但し、視察研修に係る経費は補助対象経費の総額の1/4以内)
申請手続き・申請時期	令和元年度の受付期間 【1回目】平成31年4月15日(月)～令和元年6月28日(金) 【2回目】令和元年9月 2日(月)～10月31日(木)
その他留意事項	詳細は、計画推進課HPをご覧ください。 <a href="http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/120801/">http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/120801/</a>

<p>問い合わせ先</p>	<p>産業振興推進部 計画推進課 担当者名:前中  電話 088-823-9334 FAX 088-823-9255  メールアドレス 120801@ken.pref.kochi.lg.jp  又は、  産業振興推進地域本部</p> <p>安芸地域本部……電話 0887-34-1270 FAX 0887-34-1271  物部川地域本部……電話 0887-57-0015 FAX 0887-57-0016  高知市地域本部……電話 088-872-5885 FAX 088-872-5887  嶺北地域本部……電話 0887-70-1015 FAX 0887-70-1016  仁淀川地域本部……電話 088-852-7256 FAX 088-852-7257  高幡地域本部……電話 0889-40-0205 FAX 0889-40-0206  幡多地域本部……電話 0880-35-8616 FAX 0880-35-8617</p>
---------------	---

## NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	高知県産業振興推進総合支援事業費補助金
事業種別	補助事業
事業の目的	高知県産業振興計画を効果的に実行するため、商品の企画及び開発、加工、販路拡大等、生産段階から販売段階までの取組、観光産業の振興に資する取組、地域の産業振興に資する担い手確保の取組等を総合的に支援することを目的とします。
補助(委託等)対象事業の概要	<p>補助金の交付の対象となる事業は、地域アクションプラン等産業振興計画に位置付けられた取組又はこれに準ずると認められる取組であって、次に掲げるもの</p> <p>(1)ステップアップ事業</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 地域アクションプランへの位置付けを目指す取組であって、知事が別に定める要件を満たす事業</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 事業等の立ち上げ段階又は試行段階にある取組であって、知事が別に定める要件を満たす事業</p> <p>(2)一般事業</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 本県の産業振興に資すると認められる事業(一般事業(通常分))</p> <p style="padding-left: 20px;">イ アに掲げる事業のうち、産業振興計画で目指す、現状を変えようとする次に掲げるいずれかの取組であって、地域の雇用創出、所得向上等地域への経済波及効果が高い取組として知事が別に定める要件を満たす事業(一般事業(特別分))</p> <p style="padding-left: 20px;">(ア) 地域資源の付加価値を高める取組</p> <p style="padding-left: 20px;">(イ) 新たなビジネス手法の導入又は仕組みづくりに向けた取組</p> <p style="padding-left: 20px;">(ウ) 新分野・新事業への進出に向けた取組</p> <p>(3)特別承認事業</p> <p style="padding-left: 20px;">国の補助事業若しくは国の外郭団体が国からの補助金を原資に実施する事業又は県の他の補助事業を活用して実施する事業のうち、補助目的に合致し、(2)のイに該当すると認められる事業</p> <p>(4)担い手確保事業</p> <p style="padding-left: 20px;">地域の産業振興の担い手を確保するための取組として知事が別に定める要件を満たす事業</p> <p>(5)外部人材活用支援事業</p> <p style="padding-left: 20px;">外部の専門人材のノウハウ等を生かして、地域の価値を高めるプロジェクトの創出を図る取組(グループ型)又は既存の事業の飛躍的な成長を図る取組(単独型)として知事が別に定める要件を満たす事業</p>
補助(委託等)対象事業者の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村、一部事務組合</li> <li>・農業協同組合、森林組合、漁業協同組合</li> <li>・特例民法法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人</li> <li>・特定非営利活動法人</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業者(個人事業者含む)、中小企業団体 など</li> </ul>
補助率・補助額・補助対象経費 (委託金額・委託料対象経費)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ステップアップ事業 補助率: 1/2以内 補助額: 下限100千円 上限2,000千円 補助対象経費: 商品及び技術の開発等のために必要な経費 (ハード事業を除く)</li> <li>・一般事業(①通常分、②特別分) 補助率: ①1/2以内 ②2/3以内(但し、企業等のハード事業については1/2以内) 補助額: 上限50,000千円 ※別途要件を満たす場合は、50,000千円の加算措置あり(拡大再生産加算(クラスター加算、外商加算)、拠点加算)。 補助対象経費: 商品及び技術の開発等のために必要な経費</li> <li>・特別承認事業 補助率: 2/3以内 補助額: 上限50,000千円 補助対象経費: 補助を受けようとする国等の事業の規定による。</li> <li>・担い手確保事業 補助率: 1/2以内 補助額: 上限50,000千円 補助対象経費: 担い手を育成するために必要な施設、設備、機械等の経費</li> <li>・外部人材活用支援事業(①グループ型、②単独型) 補助率: ①2/3以内、②1/2以内 補助額: ①下限1,000千円 上限18,000千円 ②下限500千円 上限5,000千円 補助対象経費: 外部の専門人材のノウハウ等を活用するために必要な報償費、委託料、活動費(旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費等)の経費</li> </ul>
申請手続き ・申請時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般事業、特別承認事業及び担い手確保事業は、高知県産業振興推進総合支援事業費補助金審査会において、事業の適格性等について審査を受けていただく必要があります。(審査会の開催は原則として月1回開催(担い手確保事業については、補助申請案件ごとに適宜開催))</li> </ul>
その他留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として市町村を通じた間接補助のため、市町村の予算措置が必要です。</li> <li>・詳細は、計画推進課HPをご覧ください。 <a href="http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/120801/">http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/120801/</a></li> </ul>
問い合わせ先	<p>産業振興推進部 計画推進課 担当者名: 名執、光内 電話 088-823-9333 FAX 088-823-9255 メールアドレス 120801@ken.pref.kochi.lg.jp 又は、</p>

各地域産業振興監駐在所

安芸地域	電話 0887-34-1270	FAX 0887-34-1271
物部川地域	電話 0887-57-0015	FAX 0887-57-0016
高知市地域	電話 088-872-5885	FAX 088-872-5887
嶺北地域	電話 0887-70-1015	FAX 0887-70-1016
仁淀川地域	電話 088-852-7256	FAX 088-852-7257
高幡地域	電話 0889-40-0205	FAX 0889-40-0206
幡多地域	電話 0880-35-8616	FAX 0880-35-8617

## NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	高知県移住促進事業費補助金(NPO等支援事業)
事業種別	補助事業
事業の目的	移住、中長期滞在及び交流を促進することにより地域の活性化につなげる事業を支援する。
補助(委託等)対象事業の概要	地域の課題解決が図られ、移住につながる効果が見込まれる事業等。
補助(委託等)対象事業者の種類	NPO等(活動範囲が2市町村以上であること)
補助率・補助額・補助対象経費(委託金額・委託料対象経費)	補助額: 定額 補助対象経費: ○NPO等が実施する、移住及び交流を促進するためのソフト事業に要する経費 ○移住促進を行う全県的なNPO等のネットワーク組織(高知家移住促進プロジェクト)が実施する移住及び定住を促進するためのソフト事業に要する経費
申請手続き・申請時期	3月中旬頃に高知県へ交付申請を行う。
その他留意事項	
問い合わせ先	産業振興推進部 移住促進課 担当者名: 鹿取 哲也 電話 088-823-9755 FAX 088-823-9756 メールアドレス 120301@ken.pref.kochi.lg.jp

## NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	チャレンジショップ事業
事業種別	補助事業
事業の目的	商店街等の空き店舗を活用し、新規開業希望者の育成や出店支援を行おうとする商店街振興組合等の商工団体等を支援し、商店街の賑わい創出や活性化につなげることを目的としています。
補助(委託等)対象事業の概要	新規開業希望者が将来の開業を目指し、お試し開業ができる施設(チャレンジショップ)を開設する取組みで、商工団体等が実施する以下の事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・チャレンジショップの運営</li> <li>・チャレンジショップに出店し、その店舗を経営するチャレンジャーの募集及び育成</li> <li>・チャレンジャーのチャレンジ期間終了後の商店街への出店支援</li> <li>・チャレンジショップを活用して行う商店街の活性化を図る事業</li> </ul>
補助(委託等)対象事業者の種類	商工団体等: 商店街振興組合、商工会、商工会議所、事業協同組合、商店街振興等の取組みを進めるNPO
補助率・補助額・補助対象経費 (委託金額・委託料対象経費)	【補助率】 補助対象経費の2分の1以内 【補助対象経費】 チャレンジショップの運営等に係る職員の賃金、社会保険料等の法定福利費、使用料及び賃借料、役務費、委託料、消耗品費、光熱水費、印刷製本費、修繕費並びに旅費
申請手続き ・申請時期	随時
その他留意事項	まずは、ご相談ください。
問い合わせ先	商工労働部 経営支援課 担当者名: ウォルシュ央子 電話 088-823-9679 FAX 088-823-9138 メールアドレス 150401@ken.pref.kochi.lg.jp

## NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	高知県観光拠点等整備事業費補助金
事業種別	補助事業
事業の目的	高知県産業振興計画を効果的に実行するため、自然景観や体験型観光資源の磨き上げ、観光拠点の整備及び観光資源の発掘、磨き上げ等地域が主体となった全国からの誘客につながる観光地づくりを総合的に支援することを目的とする。
補助(委託等)対象事業の概要	<p>補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げるものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 観光拠点整備事業 地域アクションプラン等産業振興計画に位置付けられた取組又はこれに準ずると認められる取組(産業振興計画に追加が予定されている取組であって、産業振興推進本部又は産業振興推進地域本部が認めたものをいう。)のうち、全国から人を呼ぶことができる広域観光の核となる観光拠点の整備又は観光客の滞在日数、観光消費の拡大等、地域での観光振興の底上げにつながる事業であって6に掲げる事業以外のもの</li> <li>2 観光商品磨き上げ事業 地域アクションプラン等産業振興計画に位置付けられた取組又はこれに準ずると認められる取組のうち、既存の観光商品の更なる磨き上げ又は新たな観光商品の創出等、観光客の増加を図る事業であって6に掲げる事業以外のもの</li> <li>3 観光資源創出支援事業 地域アクションプラン等産業振興計画に位置付けられた取組又はこれに準ずると認められる取組のうち、事業等の立ち上げ段階若しくは試行段階にある事業であって6に掲げる事業以外のもの</li> <li>4 広域観光圏二次交通対策支援事業 観光客の利便性を高め、2市町村以上の主要観光地を貸切バスを用いて周遊する、募集型企画旅行の実施に係る事業</li> <li>5 地域観光クラスター化支援事業 地域において事業者が連携して周遊化や事業規模の拡大に向けた地域観光クラスターを形成する事業</li> <li>6 自然体験型観光資源強化事業 地域アクションプラン等産業振興計画に位置付けられた取組又はこれに準ずると認められる取組のうち、「高知の自然」を生かす自然・体験型の観光資源の磨き上げや、新たな経済効果を生み出す新資源の創出、磨き上げた自然・体験型観光資源を含む観光クラスターの形成、専門的知見を有するアドバイザー等の活用により、県外からの誘客による観光消費拡大につながる事業</li> </ol>

補助(委託等)対象事業者の種類	別紙のとおり
補助率・補助額・補助対象経費 (委託金額・委託料対象経費)	別紙のとおり
申請手続き ・申請時期	申請手続き:所定の様式により、補助対象事業者を通じて申請手続きを行っていただきます。 申請時期:補助対象事業者に随時お知らせします。
その他留意事項	・補助対象事業1～4及び6については、補助対象事業者を通じた間接補助ですので、当該団体の予算措置が必要です。 ・「土佐の観光創生塾」の受講を希望される方は、別途地域観光課までご連絡ください。
問い合わせ先	観光振興部 地域観光課 担当者名:仙頭 電話 088-823-9706 FAX 088-823-9256 メールアドレス 020601@ken.pref.kochi.lg.jp

別紙

補助事業	補助事業区分	補助事業者	事業実施主体	補助対象経費 (注1、注2)	補助率	補助限度額	
1 観光拠点整備事業		市町村、一部事務組合又は広域連合(以下「市町村等」という。)	市町村等又は市町村等の長が補助を行う団体(法人又は交付要領に定める団体をいう。)(注2)	1 体験・滞在型の観光の推進に必要な施設、設備等の経費	2分の1以内	1 補助事業当たり 3億円 (ただし、交付要領に定める要件を満たした場合は、1 補助事業当たり6億円とする。)	
2 観光資源磨き上げ事業				2 既存の観光商品の磨き上げに係る経費			2分の1以内
3 観光資源創出支援事業				3 1及び2に掲げるもののほか、新たな観光資源の創出等観光客の増加が図られる取組に係る経費(注4)	2分の1以内	観光客の増加が図られる取組の立ち上げ段階若しくは試行段階にある取組に係る経費(注4)	1 市町村等当たり 10万円以上 200万円以下
4 広域観光圏二次交通対策支援事業				観光地の周遊性を高めるために必要な二次交通の運行支援に係る経費		3分の1以内	1 補助事業当たり 400万円
5 地域観光クラスター化支援事業				「土佐の観光創生塾」の受講者(事業実施年度以前の受講者を含む。)(以下「受講者」という。)	受講者及び受講者と地域観光クラスターを形成する事業者(ただし、体験プログラムの提供・販売ができる事業者が1事業者以上含まれていること。)	受講者が中心となり2事業者以上が連携して周遊化や事業規模拡大に向けた地域観光クラスターを形成する取組に必要な経費	2分の1以内

6 自然体験型観光資源強化事業	(1) 自然景観等観光基盤整備事業	市町村又は市町村等の長が補助を行う団体(法人又は交付要領に定める団体をいう。)(注3)	自然景観を活用した観光基盤の整備に係る経費 (注5)	2分の1以内 (ただし、自然景観を活用した観光基盤の整備と合わせて行う、その自然景勝地等で新たに経済効果を生み出す新資源の創出に係る経費については、3分の2以内)	1 補助事業当たり 5,000 万円 (ただし、交付要領に定める要件を満たした場合は、1 補助事業当たり 3 億円とする。)
	(2) 体験型観光資源強化事業		周遊促進のための取組に係る経費(観光クラスター形成) (自然景観を活用した観光基盤の整備に付帯したメニュー)	3分の2以内	1 クラスター当たり 2,000 万円 (ただし、ハード整備に関する経費は 1,000 万円を上限とする。)
			1 体験・滞在型観光に向けた旅行商品に必要な施設、設備等の経費 2 既存の観光商品の磨き上げに係る経費 3 1 及び 2 に掲げるもののほか、新たな観光資源の創出等観光客の増加が図られる取組に係る経費 (注6)	2分の1以内	1 補助事業当たり 5,000 万円 (ただし、交付要領に定める要件を満たした場合は、1 補助事業当たり 3 億円若しくは 6 億円とする。) うち、ソフト事業については 1 補助事業当たり 10 万円以上
			事業戦略の作成に係る経費	定額	1 事業者当たり 50 万円
	(3) 基本構想等作成支援事業		自然景観を活用した観光基盤整備及び体験・滞在型施設の新設・改修に関する専門的知見を踏まえた基本構想の作成(基本設計は除く。)又はアドバイザーの活用に係る経費	3分の2以内	1 補助事業当たり 500 万円

(注1) 補助対象とならない経費は、次に掲げる経費とする。

- 1 用地の取得及び整地に要する経費（キャンプ場整備に係る用地の整地に要する経費を除く。）
- 2 既存の施設、設備等の撤去及び処分に要する経費（改修に伴い発生する撤去に要する経費を除く。）
- 3 職員の人件費（補助事業1から4及び6に該当する場合において、補助事業の遂行に必要な業務を補助するために臨時的に雇い入れる者の賃金等を除く。）
- 4 既存施設の改修費で単なる維持修繕を目的とするもの
- 5 商品の製造に供する原材料費、人件費等の経費（商品の開発、試作品の製造及び市場調査に必要なとなるこれらの経費を除く。）
- 6 商品券等の金券類の発行又は割引キャンペーン類の割引原資に要する経費
- 7 公課費等その他補助することが適当であると認められない経費
- 8 トイレ整備及び既存施設に設置されているトイレの改修並びにWi-Fi整備に係る経費（補助事業1において整備される施設と一体であるもの、補助事業2の対象となる事業で、体験型又は滞在型の観光を推進するために必要な施設等の整備を主たる目的とする事業において一体的に改修及び新設する場合又は補助事業6の（1）若しくは（2）で整備をする場合を除く。）
- 9 補助事業4において、イベント等一時的な催事に係る運行を目的とするもの
- 10 1から9までに掲げるもののほか、経常経費であると知事が認める経費
- 11 1から10までに掲げる経費を対象経費とした間接補助事業に係る経費

(注2) 補助事業2及び3の事業実施主体には、市町村等の長が補助を行う個人事業者を含む。

(注3) 補助事業6の（2）の事業実施主体には、市町村の長が補助を行う個人事業者を含む。

(注4) 補助事業6の対象となる事業を除く。

(注5) 事業実施に伴う必須要件は次のとおりとする。

- 1 観光クラスター整備計画の作成
- 2 プロモーション計画の作成
- 3 多言語対応の取組
- 4 アドバイザーの活用

(注6) 事業実施に伴う必須要件は次のとおりとする（ただし、研修等のソフト事業又は1物品当たり50万円未満の備品整備を行うものである場合についてはこの限りでない。）。

- 1 新たに経済効果を生み出す事業戦略の作成（事業間連携等を含む。）。
- 2 多言語対応の取組

## NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	こうち山の日推進事業
事業種別	補助事業
事業の目的	「こうち山の日」の制定趣旨に沿った普及啓発に資する取組を総合的に支援することを目的として実施する事業に要する経費に対し予算の範囲内で補助する。
補助(委託等)対象事業の概要	<p>ア 森づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 間伐</li> <li>② 環境整備</li> <li>③ 植栽</li> <li>④ 竹林整備</li> </ul> <p>イ 木使い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑤ 木工</li> <li>⑥ 木材普及</li> </ul> <p>ウ 森林体験と教育</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑦ 森林体験</li> <li>⑧ 森林環境教育</li> </ul>
補助(委託等)対象事業者の種類	市町村等又は高知県内に事務局等を置く法人若しくは任意団体
補助率・補助額・補助対象経費(委託金額・委託料対象経費)	<p>(1)定額 10/10以内(事業実施主体が市町村等の場合は1/2以内)</p> <p>(2)補助限度額 250 千円以内</p>
申請手続き・申請時期	所定の様式により、5月末までに(公社)高知県森と緑の会へ事業計画書を提出、企画選定委員会において事業計画書を審査のうえ選定
その他留意事項	
問い合わせ先	<p>林業振興・環境部 林業環境政策課 担当者名:金堂</p> <p>電話 088-821-4586 FAX 088-821-4576</p> <p>メールアドレス 030101@ken.pref.kochi.lg.jp</p>

## NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	こうち山の日県民参加支援事業
事業種別	委託事業
事業の目的	「こうち山の日」の制定趣旨に基づき、県民が参加可能な森林保全ボランティア活動を実施し、県民が森づくりに参画しやすい環境を創出する。
補助(委託等)対象事業の概要	こうち山の日ボランティアネットワークに当事業を委託。 当ネットワークに所属する森林保全ボランティア団体が、事業の目的に沿った森林保全ボランティア活動を実施した場合、指導にかかる賃金、保険料等を当該委託料から支払う。
補助(委託等)対象事業者の種類	こうち山の日ボランティアネットワークに加盟する任意団体
補助率・補助額・補助対象経費 (委託金額・委託料対象経費)	定額 10/10以内
申請手続き・申請時期	こうち山の日ボランティアネットワーク((一社)高知県山林協会内)に申請
その他留意事項	
問い合わせ先	林業振興・環境部 林業環境政策課 担当者名:西岡 電話 088-821-4586 FAX 088-821-4576 メールアドレス 030101@ken.pref.kochi.lg.jp

## NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	森林・山村多面的機能発揮対策支援事業
事業種別	補助事業
事業の目的	里山林の保安全管理や資源を利用する活動を支援する国の森林・山村多面的機能発揮対策交付金による地域の取組を支援する。
補助（委託等）対象事業の概要	（公社）高知県森と緑の会に当事業を補助。 事業の目的に沿った事業計画を（公社）高知県森と緑の会に申請し、審査のうえ選定された団体に対して事業実施に要した総事業費の一部を、当該補助金から支払う。
補助（委託等）対象事業者の種類	市町村等又は高知県内に事務局等を置く法人若しくは任意団体
補助率・補助額・補助対象経費（委託金額・委託料対象経費）	①活動推進費（初年度のみ） 現地の林況調査、活動計画に基づく取組に関する話し合い、研修等 15万円 ②地域環境保全タイプ（里山林保全：雑草木の刈払い・集積・処理等） 16万円/ha ③地域環境保全タイプ（侵入竹除去・竹林整備：竹、雑草木の伐採・搬出・処理等）38万円/ha ④森林資源利用タイプ：木質バイオマス・炭焼き・しいたけ原木等のための未利用資源の伐採・搬出・加工等 16万円/ha ⑤森林機能強化タイプ：作業道等の作設・改修、鳥獣害防止柵の設置・補修等 1千円/m 原則、上記メニューの総事業費の1/8以内
申請手続き・申請時期	所定の様式により、5月末までに（公社）高知県森と緑の会へ事業計画書を提出、企画選定委員会において、事業計画書を審査のうえ選定。（以降、当該予算状況による）
その他留意事項	
問い合わせ先	林業振興・環境部 林業環境政策課 担当者名：金堂 電話 088-821-4586 FAX 088-821-4576 メールアドレス 030101@ken.pref.kochi.lg.jp

## NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	山の学習支援事業													
事業種別	補助事業													
事業の目的	本県の豊かな森林環境を子どもたちに気付かせ、その体験活動を通して生きる力を育むことを目標に行う次に掲げる事業に要する経費に対し予算の範囲内で補助する。													
補助(委託等)対象事業の概要	(1)「総合的な学習の時間」等において年間を通して森林環境学習を実践する事業 (2)山の一日先生を派遣する事業													
補助(委託等)対象事業者の種類	(1)市町村、市町村教育委員会、学校組合、県内で小中高等学校を運営する学校法人又はその私立小中高等学校、国立大学法人高知大学に附属する小中学校等 (2)市町村、市町村教育委員会、一部事務組合、県内に事務所等を置く法人若しくは任意団体又は県内に居住する個人													
補助率・補助額・補助対象経費(委託金額・委託料対象経費)	<p>①補助率 定額&lt;(2)に掲げる事業で、事業実施主体が市町村等の場合は、事業実施に要する経費の1/2以内&gt;</p> <p>②補助限度額</p> <p>(1)山の学習支援事業</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象児童又は生徒の数</th> <th style="text-align: center;">補助金額の上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50人未満</td> <td>20万円以内</td> </tr> <tr> <td>50人以上 100人未満</td> <td>40万円以内</td> </tr> <tr> <td>100人以上 200人未満</td> <td>60万円以内</td> </tr> <tr> <td>200人以上 300人未満</td> <td>80万円以内</td> </tr> <tr> <td>300人以上</td> <td>100万円以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)山の一日先生推進事業 75万円以内</p>		対象児童又は生徒の数	補助金額の上限	50人未満	20万円以内	50人以上 100人未満	40万円以内	100人以上 200人未満	60万円以内	200人以上 300人未満	80万円以内	300人以上	100万円以内
対象児童又は生徒の数	補助金額の上限													
50人未満	20万円以内													
50人以上 100人未満	40万円以内													
100人以上 200人未満	60万円以内													
200人以上 300人未満	80万円以内													
300人以上	100万円以内													
申請手続き・申請時期	所定の様式により、7月下旬までに(公社)高知県森と緑の会へ事業計画書を提出、審査のうえ選定													
その他留意事項														
問い合わせ先	林業振興・環境部 林業環境政策課 担当者名:金堂 電話 088-821-4586 FAX 088-821-4576 メールアドレス 030101@ken.pref.kochi.lg.jp													

## NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金
事業種別	補助事業
事業の目的	木の良さを体感することで木材及び森林に関する理解と関心を深めてもらうため、「木の文化県構想」に基づく「木に親しむ」及び「木を活かす」活動の一環として、県産材を積極的に利用して多くの県民が利用する公共的空間等の整備を実施する団体等に対し、森林環境税を活用し補助金を交付する。
補助(委託等)対象事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公共的施設整備「以下(公共)という。」 PR効果の高い公共的施設における玄関、ロビー等の木質化・木製品の導入</li> <li>○学校関連環境整備「以下(学校)という。」 子どもが利用する施設における教室等の木質化・木製品の導入</li> <li>○屋外景観施設等整備「以下(屋外)という。」 観光地や市街地等のPR効果の高い屋外へ設置する木製施設</li> </ul>
補助(委託等)対象事業者の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公共:市町村、社会福祉法人、医療法人、財団法人、県内に事務所を置く企業、団体等</li> <li>○学校:市町村、市町村教育委員会、社会福祉法人、学校法人、財団法人、その他許可外保育施設の設置者</li> <li>○屋外:市町村、団体、バス事業者等</li> </ul>
補助率・補助額・補助対象経費(委託金額・委託料対象経費)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○補助対象経費 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 公共:玄関、ロビーその他県民の目に触れる機会が多い公的空間の木質化に係る経費及び木製品の導入経費</li> <li>イ 学校:児童・生徒が利用する木製(県産材)の机、椅子、遊具等の導入経費及び保育室、教室等の木質化に係る経費</li> <li>ウ 屋外:木製のバス待合室、休憩所、案内版、防護柵等の導入経費</li> </ul> </li> <li>○補助率 1/2以内。ただし、公共・学校の場合は補助金額25,000円以上の場合、屋外は補助金額50,000円以上の場合に限る。</li> <li>○限度額 一施設当たり400万円、一事業主当たりの事業種類別の限度額500万円</li> </ul>
申請手続き・申請時期	随時受付(補助を受けたい方は、ご相談ください)
その他留意事項	<p>詳しくは、木材産業振興課ホームページ「高知県木の香るまちづくり推進事業のご案内」をご覧ください。</p> <p><a href="http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030501/">http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030501/</a></p>
問い合わせ先	<p>林業振興・環境部 木材産業振興課 担当者名:霊山・乃一</p> <p>電話 088-821-4593 FAX 088-821-4594</p> <p>メールアドレス 030501@ken.pref.kochi.lg.jp</p>

## NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	平成31年度高知県豊かな環境づくり総合支援事業費補助金
事業種別	補助事業
事業の目的	「高知県環境基本計画第四次計画」を効果的に実行するため、県の環境政策と連携した取組を総合的に支援する。
補助(委託等)対象事業の概要	<p>環境基本計画が目指す低炭素・循環型・自然共生の3つの社会づくりの方向性に沿った県内で行う取組であり、かつ、環境基本計画の対象となる次に掲げる5分野のいずれかに資すると認められるハード事業及びソフト事業とする。</p> <p>(1)地球温暖化への対策  (2)循環型社会への取組(3Rの推進等)  (3)自然環境を守る取組  (4)環境ビジネスの振興  (5)環境を守り育てる人材の育成</p>
補助(委託等)対象事業者の種類	<p>高知県内の次のいずれかに該当する団体</p> <p>(1)公益社団法人又は公益財団法人  (2)県内で特定非営利活動を行う特定非営利活動法人  (3)地球温暖化防止県民会議の会員(市町村を除く。以下「会員」という。)又は会員が代表構成員となる実行委員会が事業主体となり、高知県地球温暖化防止県民会議幹事会において適当であると認められた事業を行うもの  (4)地域の多様な主体から構成された協議会  (5)非営利の任意団体で規約等が定められており、継続的な活動が行われている団体</p>
補助率・補助額・補助対象経費(委託金額・委託料対象経費)	<p>補助率: 定額  補助額: 1団体当たり 10万円以上、50万円以下  補助対象経費: 委託料、工事請負費、備品購入費、負担金補助金、事務費(※)  ※事務費…報償費(講師謝金など)、旅費、需用費(消耗品費、印刷費など)、役務費(通信費など)、使用料及び賃借料(会場借上料など)等。賃金、事務所賃借料、光熱水費など団体の運営に要する経費や寄附金、食糧費等は対象外です。</p>
申請手続き・申請時期	<p>申請手続き: 申請書類の提出による。  申請時期: (一次募集)平成31年4月2日から令和元年5月31日まで  (二次募集)令和元年7月11日から令和元年8月14日まで</p>
その他留意事項	
問い合わせ先	<p>林業振興・環境部 環境共生課 担当者名: 田中  電話 088-821-4863 FAX 088-821-4530  メールアドレス 030701@ken.pref.kochi.lg.jp</p>

## NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	人権ふれあい支援事業(人権啓発研修委託事業)
事業種別	委託事業
事業の目的	それぞれの地域や分野で、NPOやボランティアグループなどの民間団体が自主的に行う人権意識の高揚を目的とした交流体験などの活動を支援することにより、人権尊重の社会づくりを推進する。
補助(委託等)対象事業の概要	<p>県内市町村、NPO、ボランティア団体等の民間団体が、自主的に行う人権意識の普及・高揚を目的とした次に該当する非営利事業を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・講演会、研修会、シンポジウムなどの開催</li> <li>・啓発資料の作成及び配布を行うための事業</li> <li>・地域づくりを推進するふれあい交流活動の開催</li> <li>・人権啓発等の「きっかけ」となる様々な体験活動の開催</li> <li>・その他、人権啓発に明らかに寄与すると認められる事業</li> </ul> <p>(委託先からの補助) 委託先: 公益財団法人高知県人権啓発センター</p>
補助(委託等)対象事業者の種類	<p>県内の NPO、ボランティア団体及び民間の団体等(PTA、町内会、老人クラブなど地域で活動している団体や企業、事務所を含む)で下記の条件に当てはまるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高知県内を拠点として活動していること。</li> <li>・政治団体、宗教団体でないこと。</li> <li>・暴力団または役職員が暴力団員でないこと。暴力団または暴力団員がその団体等の経営または運営に関与していないこと。</li> <li>・支部等を有する団体については、県単位の連合体を1団体とすること。</li> <li>・団体等内部の予算において支援対象事業の位置づけが示せること。</li> <li>・明瞭な会計、経理を実施及び報告できること。</li> <li>・過去3年間連続して、当該事業に基づく支援を受けていないこと。</li> </ul>
補助率・補助額・補助対象経費(委託金額・委託料対象経費)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援率: 支援の対象と認められた経費の 80%以内</li> <li>・支援額: 1件あたりの上限 20 万円</li> <li>・支援対象経費: 賃金、謝金(1人の講師等に対する謝金は 10 万円まで)、旅費、物品購入費、印刷製本費、通信運搬費、会場使用料及び賃借料、その他必要な経費 ※食糧費、備品購入費は対象外</li> </ul>
申請手続き・申請時期	(公財)高知県人権啓発センターに申請書類を郵送又は持参すること。 令和元年5月27日(月)～6月17日(月)
その他留意事項	支援団体の決定は、審査会の審査を経て7月上旬に通知する。
問い合わせ先	<p>公益財団法人高知県人権啓発センター 電話 088-821-4681 FAX 088-821-4440 メールアドレス center@kochi-jinken.or.jp</p>